

社会福祉法人 豊水会

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊水会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会、評議員会の出席報酬)

第3条 理事が理事会に出席したとき、評議員が評議員会に出席したときは、別表1に基づきそれぞれの報酬を支払うことができる。

(理事及び評議員の報酬等)

第4条 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために業務に当たった場合には、報酬並びに費用弁償を別表2により支払うことができる。

2 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために業務あつた場合には、報酬並びに費用弁償を別表2により支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

2 監事が理事会及び評議員会に出席した以外の日において、法人及び施設の運営状況を指導又は監査の業務に当たった場合には、別表1により報酬並びに費用弁償を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人に必要な業務のために出張する場合には、別表3により報酬並びに旅費等を支払うことができる。

2 旅費及び業務に必要な経費は実費を原則として支払うことができる。

(支払日・支払方法)

第7条 別表1に基づき支払う時は、その都度現金にて支払う。

2 別表2に基づき理事長に支払う時は、累計額を毎月25日に現金にて支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込みことができるものとする。支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

3 別表2に基づきその他の理事及び評議員に支払うときは、その都度現金にて支払う。

4 出張旅費は、必要の都度現金にて支払うものとする。

(適用除外)

第8条 法人の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第9条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表1（日額）

区分	出席会議等	報 酬 額	費用弁償
理 事	理事会	4,000円	2,000円
評 議 員	評議員会	4,000円	
監 事	理事会・評議員会	5,000円 財務管理について識見を有する者 7,500円	
		10,000円 財務管理について識見を有する者 15,000円	

別表2

区 分	業 務	報 酬 額	費用弁償
理 事 長	① 理事長専決規程に規定する専決事項に係る決裁等の業務 ② 経理規程に定める会計職員等の任命、予算編成、支出予算流用の承認、予備費使用の承認、寄附金品の受入承認、月次試算表の確認、資金借入の承認、毎月末日の資金残高の確認、有価証券の時価と帳簿価格の確認、固定資産現在高報告書の確認、決算計算書類の確認、決算計算書類の点検、監事監査の受検、内部監査、外部監査の実施、契約の施行、入札の立会いに係る決裁等の業務 ③ 施設に必要な業務（施設の修繕等）	半日 6,000円 一日 12,000円	職員の旅費規程に準じた交通費の実費額
その他の理事 評 議 員	入札の立会業務等	半日 6,000円 一日 12,000円	2,000円

別表3

旅 費	報酬額	宿泊費	その他
実 費	3,000円	9,000円 これを超える場合は、実費	実 費